介護福祉士養成施設 事務手続整理表

手続事項				必要書類と提出時期	
申請	社会福祉士及び介護 福祉士法施行令 第3条	社会福祉士介護福祉 士養成施設指定規則 第8条	新規申請	①設置計画書+添付書類 ◆ ②指定申請書+添付書類	①1年前 ↓ ②6月前
			指定の取り消し	◎指定取消申請書	◎6月前
変更承認申請	社会福祉士及び介護 福祉士法施行令 第4条第1項	社会福祉士介護福祉 士養成施設指定規則 第9条第1項	1 修業年限 2 養成過程(昼間、夜間、通信過程を変更する場合)	①変更計画書+添付書類 ◆	①1年前 ♣
			3 入所定員又は学級数(増加する場合) 4 入所定員又は学級数(減少する場合)	②変更申請書+添付書類 ◎変更申請書+添付書類	②6月前 ◎3月前
			5 校舎の各室の用途及び面積 6 通信養成を行う地域(通信課程のみ) 7 添削その他の指導方法(通信課程のみ)	◎変更申請書+添付書類	◎6月前
変更届出	社会福祉士及び介護 福祉士法施行令 第4条第2項	社会福祉士介護福祉 士養成施設指定規則 第9条第2項	 設置者の名称及び主たる事務所の所在地 養成施設の名称及び位置 学則(修業年限、養成課程、入所定員及び学級数以外) 専任教員 実習施設及び実習指導者 面接授業の講義室等の使用承諾(通信課程のみ) 課程終了の認定方法(通信課程のみ) 	◎変更届出書+添付書類	◎変更後1月以内
報告	社会福祉士及び介護 福祉士法施行令 第5条	社会福祉士介護福祉 士養成施設指定規則 第10条	社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第11条に定め る項目の報告	○業務報告書十学則[※]※当該年度の4月1日現在の学則	◎毎学年度開始後 2月以内 (5月末まで)